

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 住民課・課税係

個人情報ファイルの名称	軽自動車税システム	
行政機関等の名称	浪江町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課課税係	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の賦課徴収・税証明書発行事務のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 個人番号、5 車両情報、6 課税状況、7 納税状況、8 異動履歴	
記録範囲	軽自動車等の所有者及び使用者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人からの軽自動車税申告書資料、軽自動車検査協会等からの申告資料、軽自動車 OSS システムからの電子申告書資料	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	該当なし	
記録情報の経常的提供先	軽自動車税納付確認システム	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 浪江町総務課	
	(所在地) 〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地の 2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 2 月 16 日